

「公の施設の見直し」について

1 趣 旨

全ての公の施設について、社会経済情勢や県民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえ、「見直しの基本方針」に沿って、個別施設ごとに検討を進め、移管・統廃合・運営手法の見直しを行う。

2 見直し施設（2施設）

全县を対象に多くの県民の利用があり、県の施策推進上も拠点と位置付ける下記施設については、県施設として存置の上、運営手法の見直しを図る。

施 設 名	見直し方針	見直しの内容等
① 維新百年記念公園（山口市） スポーツ文化センター、陸上競技場、 テニス場、ラグビー・サッカー場 等	存置・ 運営見直し	ネーミングライツ導入 （一部施設・H31.4月～） ・ <u>スポーツ文化センター</u> ・ <u>テニス場</u> ※陸上競技場は導入済
② きらら浜自然観察公園（山口市） ビジターセンター 等	存置・ 運営見直し	ネーミングライツ導入 （公園全体・H31.4月～）

《参考》見直しの基本方針

- ① 地元の利用割合の高い施設は、市町への移管を基本とし、移管できないものは廃止
- ② 利用が低迷している施設や県民ニーズに合致していない施設は、廃止を基本とする。ただし、希望があれば市町へ移管
- ③ 地域振興の観点から、市町へ移管した方が効果的な活用が図られる施設については、市町へ移管を打診
- ④ その他、すべての施設について、今後の利用見込みや施設の老朽化等の状況も踏まえ、複数施設の統合や運営手法の抜本的な見直しを実施